

事 務 連 絡
令和5年12月6日

関 係 各 位

さいたま市建設局技術管理課長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

日頃から、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

このたび、令和5年12月1日付けで国土交通省不動産・建設経済局建設業課長及び建設市場整備課長から「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国不建推第53号、国不専建第39号）が通知されました。

つきましては、上記通知の趣旨及び内容をご理解いただくとともに、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

また、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないことに留意のうえ、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮するようお願いいたします。

【問い合わせ先】

さいたま市 建設局 技術管理課 技術管理係

TEL：048-829-1515（内 3593）

FAX：048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp